

総務部門

総務課

総務課は、北海道厚生局の庶務業務のほか、職員の採用や国有財産の管理など幅広い業務を行っています。

業務内容

- 職員の給与の支払いなどの庶務業務
- 行政文書の開示
- 医師等の各種国家試験に関する調整
- 職員の採用
- 国有財産の管理
- 個人情報の保護

企画調整課

企画調整課は、北海道厚生局が行う所掌事務に関する総合的な企画調整のほか、広報業務や局内研修の実施、北海道地方社会保険医療協議会の運営などを行っています。

業務内容

- 組織目標、事業計画の策定
- 北海道厚生局のホームページや公式YouTubeチャンネルの管理
- パンフレット、事業年報の作成
- ホームページに寄せられる「国民の皆様の声」（ご意見、ご要望）等への対応
- 局内研修等の企画
- 北海道地方社会保険医療協議会の運営



局内研修の様子

総務部門

健康福祉部

指導部門

麻薬取締部

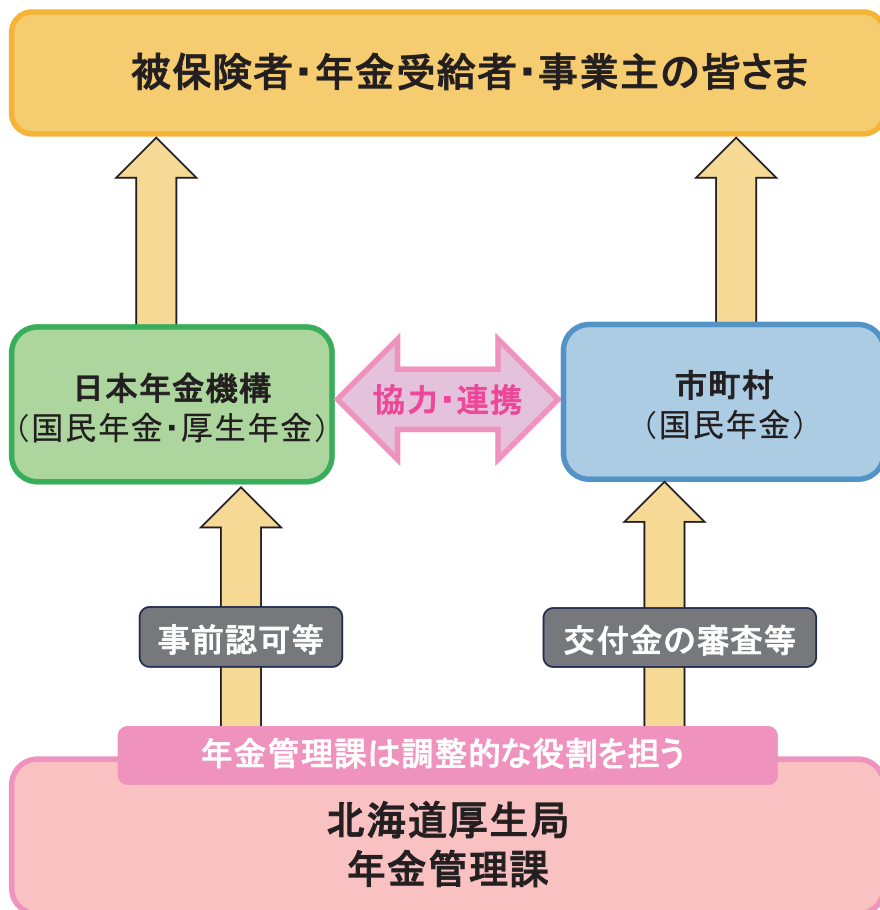
年金管理課

年金管理課は、市町村が行う国民年金等事務に対する交付金の審査に関する業務を行うほか、日本年金機構が厚生年金保険法等に定められた公権力を行使する場合の事前認可等を行っています。

業務内容

- ・市町村へ交付する国民年金等事務取扱交付金の審査事務
- ・市町村へ交付する年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金の審査事務
- ・日本年金機構に対する各種認可（滞納処分、徴収・収納職員、立入検査等）
- ・年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰に関する事務

北海道厚生局、市町村及び日本年金機構の関係



年金審査課

年金審査課は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する事務・調査、北海道地方年金記録訂正審議会の運営などを行っています。

業務内容

- ・厚生年金保険及び国民年金の記録の訂正請求に関する事務
- ・厚生年金保険及び国民年金の記録の訂正請求に関する調査事務
- ・北海道地方年金記録訂正審議会の運営

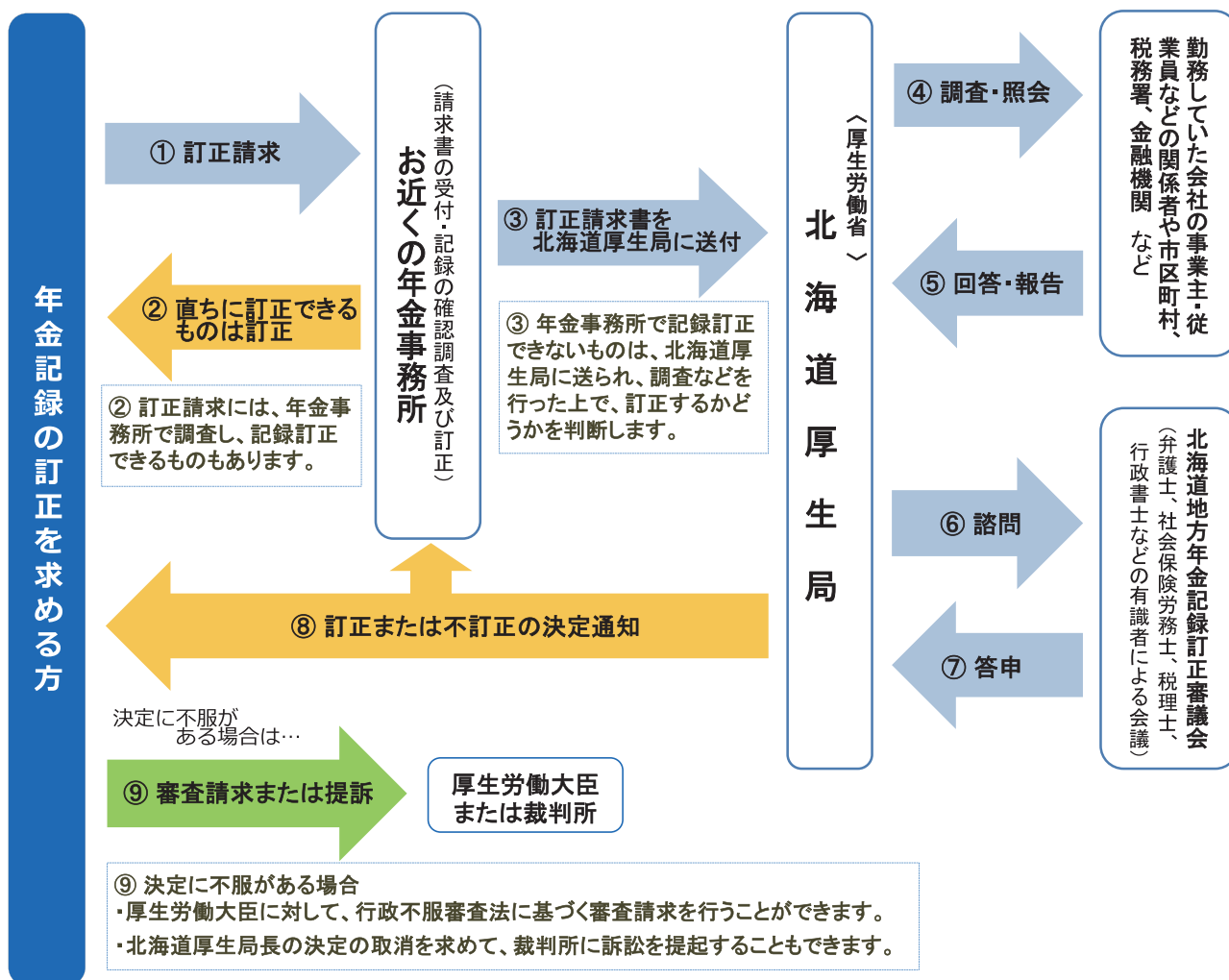
総務部門

健康福祉部

指導部門

麻薬取締部

年金記録の訂正手続の流れ



社会保険審査官室

社会保険審査官室は、社会保険制度の適正な運営の確保を目的とし、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づいた保険・年金給付等の処分決定に係る審査請求業務を行っています。

業務内容

- 健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構及び全国健康保険協会等が行った決定（処分）に対する審査請求に係る業務

《審査請求の流れ》

保険/年金給付・資格等に関する処分

被 保 険 者 ・ 受 給 者

処分に不服がある場合
(3か月以内)

北海道厚生局 社会保険審査官

更に不服がある場合
(2か月以内)

社会保険審査会（厚生労働省）

厚生年金保険料等に関する処分

事業主・被保険者

処分に不服がある場合
(3か月以内)

(受付後の流れ)

要 件 審 理

受 理

却 下

容 認

審 理

棄 却

※ 訴訟は、社会保険審査会（厚生労働省）の再審査請求を経なくても、社会保険審査官の決定後に提起することができます。

健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、生活環境や社会福祉基盤の整備に関して、各市町村が設置する健康・福祉に関わる施設の整備や物品の購入、手当の交付に必要な経費の一部の交付等健康福祉に関する幅広い業務を行っています。

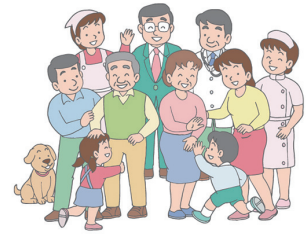
業務内容

1. 生活保護法などの施行事務指導・監査、健康福祉関係補助金等の交付事務

生活保護法医療扶助関係や児童扶養手当法に基づく自治体への事務指導・監査等や保護施設に対する指導監査を行うとともに、健康福祉関係の補助金等の交付や生活保護法指定医療機関の指導等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。

【所管している補助金等】

- ①保健衛生施設等施設・設備整備費補助金
- ②就学前教育・保育施設整備交付金
- ③社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
- ④地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 等



2. 各種養成施設等の指定・指導監督

管内の養成施設等の指定・取消、学則等の変更承認・届出等について、指定基準等との適合審査を行うとともに、指定を受けた養成施設等の関係法令等の遵守状況など適切な管理・運営の確保を目的とした定期的又は臨時の実地調査等を行っています。

3. 病原体等所持施設の監督

管内の三種病原体等（※）の所持者からの届出の受付や、三種病原体等所持施設等への立入検査により基準の遵守等の確認を行っています。

（※）生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素であって、病原性や国民への生命及び健康に与える影響等を鑑み危険度の高さに応じて一種～四種に分類

4. 介護・医療・食品分野等に係る経営力向上計画の認定

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、マーケティングの実施、ＩＴの利活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するために実施する計画で、医療分野や介護分野、食品分野等、厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）の経営力向上計画の認定事務を行っています。

医事課

医事課は、医療安全に関する取組の普及など下記の業務を幅広く行っています。

業務内容

- ・ 医師、歯科医師の臨床研修修了登録証交付に係る手続き等
- ・ 歯科医師臨床研修病院の指定に係る審査、指導等
- ・ 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施等
- ・ 看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査及び指導並びに適正な特定行為研修の実施体制の確保
- ・ 医療の安全に関する取組の普及、啓発
- ・ 再生医療等の安全性の確保等
- ・ 特定臨床研究に係る実施計画の受付等
- ・ 生物学的製剤、放射性医薬品等の医薬品、再生医療等製品の製造業等の許可
- ・ 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等
- ・ 地域医療構想等の支援

◎医療安全に関するワークショップ

有床医療機関の医療安全管理者を対象に、医療安全対策に関する知識等の修得を目的とした「医療安全に関するワークショップ」（講演・討議等）を開催し、医療安全管理者等の資質の向上・医療の安全性の向上を図っています。



医療安全に関するワークショップの様子（オンライン開催時）

◎再生医療等安全性確保法に関する業務

再生医療は、これまで有効な治療法がなかった疾患の治療ができるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保しつつ迅速に提供する必要があります。このため、再生医療等が迅速かつ安全に提供されるよう、再生医療等の安全性の確保等に関する法律が制定されました。

当厚生局では、この法律に基づき、再生医療等提供計画の届出受理、特定細胞加工物の製造の届出受理又は許可、再生医療等委員会の認定、定期報告書の受付と必要な調査等を行っています。

食品衛生課

食品衛生課は、輸出食品取扱施設の認定や施設に対する査察、衛生証明書の発行を行っており、日本の食品を世界中で安心して食べていただけるよう輸出促進の一翼を担っています。また、登録検査機関の登録や監督、健康食品等の虚偽誇大広告の監視指導及び広域食中毒の対策など、食の安全と安心を確保するための役割も担っています。

業務内容

- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）に基づく輸出水産食品取扱施設の認定、査察、衛生証明書の発行等
- ・輸出促進法に基づく食肉等輸出施設の認定、査察等
- ・食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督
- ・食品衛生法に基づく広域食中毒事案に係る広域連携協議会の運営等
- ・健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導



輸出水産食品取扱施設の査察（輸出先国の衛生要件の確認）



衛生証明書の発行（発行要件の審査・交付）

総務部門

健康福祉部

指導部門

麻薬取締部

地域包括ケア推進課

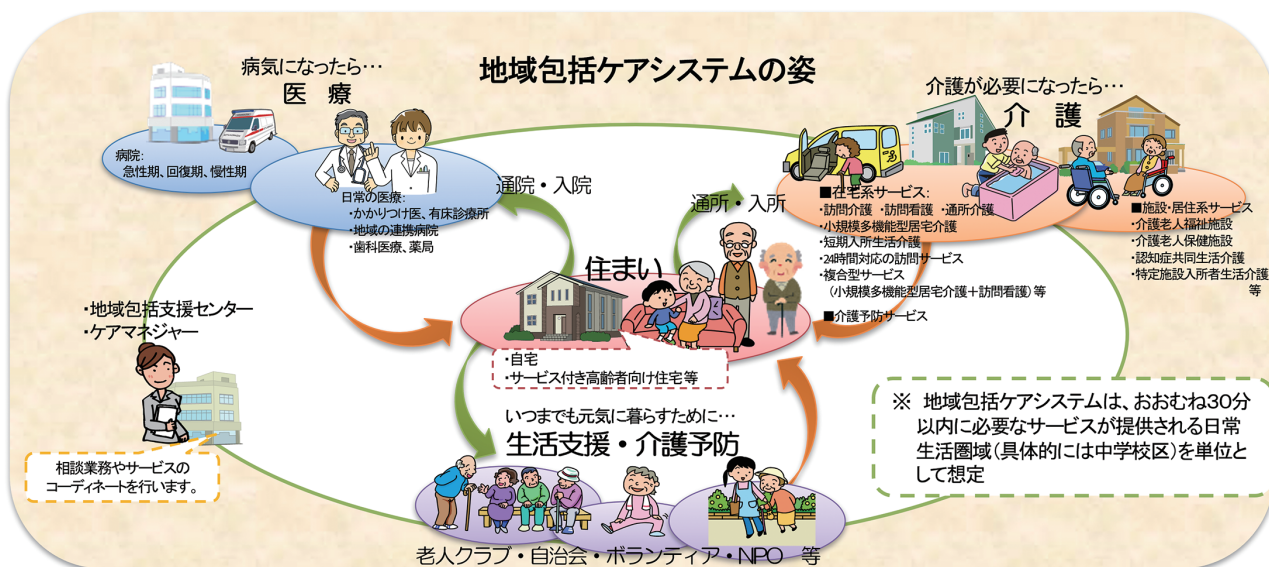
地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステム構築の推進を目的として、情報収集・発信、各施策の普及啓発など、市町村への支援を行う北海道に対して、支援業務を行っています。

業務内容

- ・地域支援事業に関する業務（実施状況の把握、助言、支援）
- ・認知症施策に関する業務（普及・啓発、各種事業の実施状況の把握、助言、支援）
- ・地域包括ケアシステム等の普及・啓発、推進支援
- ・高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の推進（実施状況の把握、助言、支援）
- ・地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務
（地域支援事業交付金、地域医療介護総合確保基金（介護分）、後期高齢者医療特別調整交付金）

地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。



地域づくり加速化事業による市町村支援の様子

・地域づくり加速化事業

厚生労働省では、介護予防日常生活支援総合事業の実施や、総合事業等を通じた地域づくりを推進するため、各分野に知見を有するアドバイザーを市町村に派遣し、伴走的支援などを行う「地域づくり加速化事業」を実施しています。

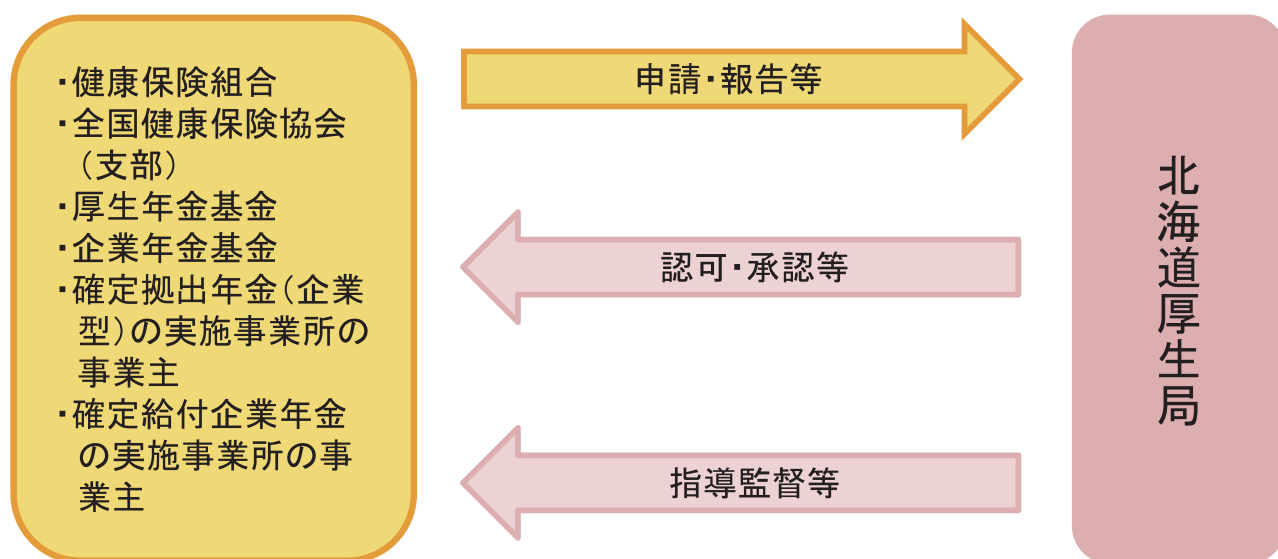
保険年金課

保険年金課は、医療保険を運営する健康保険組合及び全国健康保険協会支部並びに国の年金に上乗せして給付を行う企業年金の認可、指導監督等を行っています。

業務内容

- ・健康保険組合に関する認可、指導監督等
- ・全国健康保険協会支部に関する認可、立入検査等
- ・解散した厚生年金基金に関する指導監督
- ・確定拠出年金（企業型年金に限る）に関する承認、指導監督等
- ・確定給付企業年金に関する認可、承認及び指導監督等

北海道厚生局と関係機関との関係



・医療保険業務について

健康保険法に基づき、健康保険組合に係る規約の認可、変更、公法人証明、印鑑証明等の業務、実地監査を行っています。

全国健康保険協会（支部）に係る立入検査等の認可、報告の徴収を行っています。

・年金業務について

厚生年金保険法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法に基づき厚生年金基金、確定給付企業年金（規約型・基金型）、確定拠出年金に係る規約の認可（承認）・変更、公法人証明、印鑑証明等の業務、実地監査を行っています。

総務部門

健康福祉部

指導部門

麻薬取締部

指導部門

管理課

管理課は、指導部門の業務に関する総合調整を行っているほか、北海道、道内の市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合への助言等を行っています。

業務内容

- ・医療保険の指導業務に関する総合調整
- ・医療保険業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務
- ・特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務
- ・後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務に対する助言
- ・国民健康保険の保険者が行う業務に対する助言、国民健康保険団体連合会が行う業務（介護保険事業関係業務等を除く。）に対する指導・監督
- ・社会保険診療報酬支払基金が行う業務（介護保険事業関係業務等を除く。）に対する監督

医療課

医療課は、保険診療の質的向上や医療費の適正化を目的として、保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導・監督等を行っています。

業務内容

- ・保険医療機関等、保険医等、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監督
- ・保険医療機関等の指定、保険医等の登録並びに指定訪問看護事業者の指定
- ・特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査

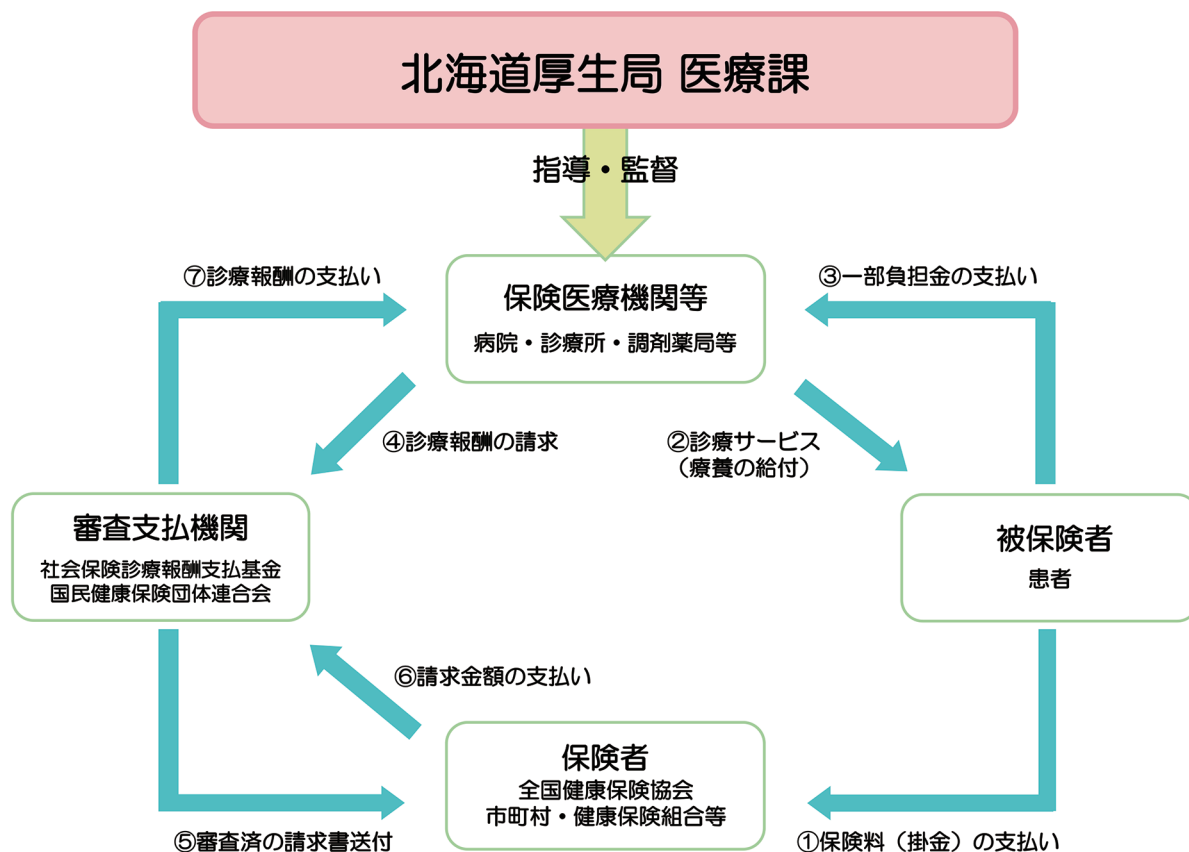
調査課

調査課は、保険医療機関等及び保険医等への指導等を効率的に行う為の情報の管理及び分析に関することや指導部門の保有する情報の公開に関する調整等を行っています。

業務内容

- ・保険医療機関等、保険医等、指定訪問看護事業者、その他の医療保険事業の療養担当者に係る調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供業務
- ・指導部門の保有する情報の公開の調整業務
- ・指導部門の所掌事務に係る訴訟業務

保険診療のしくみと北海道厚生局及び保険医療機関等との関係



保険医療機関等が提供する診療サービスのうち、医療保険制度の対象となる診療を保険診療といいます。保険診療の費用は、被保険者（患者）が一部負担金を支払うほか、保険医療機関等の請求に基づき、保険者（保険制度の運営者）から診療報酬が支払われます。

保険医療機関等からの請求については、審査支払機関で審査が行われ、適正と認められたものが、診療報酬として保険者から審査支払機関を経由して保険医療機関等に支払われます。

【保険医療機関等とは】

厚生労働大臣の指定を受けて、健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している被保険者（患者）に対して保険診療を行う病院、診療所及び調剤薬局などをいいます。

【診療報酬とは】

医療保険に加入している被保険者（患者）が、病気やけがで保険医療機関等にかかった場合の医療費のことを診療報酬と言います。

被保険者（患者）は窓口で一部負担金を支払い、残りの費用については、保険医療機関等が保険者に請求して受け取る方式となっています。保険医療機関等からの請求については、全ての診療行為を点数で表した診療報酬点数表に基づき、医療費を1点10円で計算しています。

総務部門

健康福祉部

指導部門

麻薬取締部

麻薬取締部

麻薬取締部は、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行っています。加えて、医療用麻薬等の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、正規流通の指導・監督を実施しています。薬物乱用者の社会復帰を目的とした支援や、青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動にも取り組んでいます。

業務内容

- ・麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法、麻薬特例法、医薬品医療機器等法の違反に対する捜査活動
- ・医療用麻薬、覚醒剤原料、向精神薬等の輸出入、製造、流通関連の許認可等や各取扱関係者に対する監視・指導
- ・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」や「薬物乱用防止教室」、自生大麻・けしを除去する「不正大麻・けし撲滅運動」の実施
- ・麻薬、覚醒剤、大麻等の乱用者本人やその家族及び知人等に対する面談・指導等



覚醒剤



大麻



危険ドラッグ



薬物犯罪の捜査・取締



薬物乱用防止教室

「麻薬・覚醒剤」相談電話番号

☎011-726-1000